

朝倉市通所型サービスC事業委託に係るプロポーザル実施要領

1. 業務名称

朝倉市通所型サービスC事業委託

2. 業務の目的

「介護予防・日常生活支援総合事業」の通所型サービスとして、生活機能が低下している高齢者に対し、多職種の専門職による通所とリハビリテーション専門職による訪問を組み合わせて、短期的かつ集中的に心身機能の改善を図ることにより、高齢者の在宅での自立支援や社会参加を目的とします。

3. 公募する事業者の設置地区

朝倉市内の下記の設置地区に各1事業者を募集します。

設置地区	設置数	高齢者人口
甘木地区	1	12,639人
朝倉・杷木地区	1	5,374人

※高齢者人口は、令和6年10月31日時点のものです。

※利用者は、地区にこだわらず全域から受け入れることとします。

4. 業務内容

仕様書のとおり

5. 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

6. 委託料の上限（1地区あたり）

令和7年度 6,120,720円（非課税）

令和8年度 6,120,720円（非課税）

令和9年度 6,120,720円（非課税）

総額 18,362,160円（非課税）

7. 選考方法

公募型プロポーザル方式による選考

8. 応募資格

（1）申込者の応募資格

介護保険法の趣旨を理解し、介護予防・生活支援サービス事業について企画・実施能力があり、介護予防・日常生活支援総合事業等に関し業務の実績がある法人で、介

護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項で定める基準を遵守している者とします。

(2) 欠格事項

次のいずれかに該当する者は応募資格を有しないものとします。

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②朝倉市において懲戒免職の処分を受け当該処分の日から2年を経過しない者
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ④地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定管理者の取り消しを受けたことがあり、その取り消しの日から2年を経過しない者
- ⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する一般競争入札に参加できないこととされている者
- ⑥朝倉市指名停止等措置要綱による指名停止を受けている者
- ⑦納期の到来している国税、県税又は市税を滞納している者
- ⑧会社法（平成17年法律第86号）に基づく会社整理の申立て又は通告がなされた者及びその開始命令がされている者
- ⑨民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- ⑩会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- ⑪破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- ⑫暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- ⑬介護保険法に規定される指定欠格事由に該当する者

9. スケジュール（日程は都合により変更する場合があります。）

	内容	期間及び提出締切	備考
1	公募型プロポーザル公告	令和6年11月22日（金）	
2	質問受付期限	令和6年12月4日（水）	
3	質問に対する回答	令和6年12月6日（金）	
4	プロポーザル参加申込締切	令和6年12月13日（金）	
5	プロポーザル参加資格審査結果通知	令和6年12月23日（月）	
6	企画提案書の提出期限	令和7年1月8日（水）	
7	プレゼンテーション	令和7年1月17日（金）	（予定）
8	審査結果の通知	令和7年1月22日（水）	（予定）

9	契約締結	令和7年2月中	(予定)
10	業務開始時期	令和7年4月1日(火)から	

10. 質問の受付及び回答

本業務及び提出書類に関する質問方法及び回答については、下記のとおりとします。

なお、審査（評価）に係る質問は一切受け付けません。

(1) 質問期間

令和6年11月22日(金)から令和6年12月4日(水)午後5時まで

(2) 質問方法

「質問書」（様式あり）により電子メール又はFAXにて送信してください。電子メール又はFAX以外での質問は一切受け付けません。

宛先：朝倉市役所 介護サービス課 高齢者支援係

電子メールアドレス：kaigo-sien@city.asakura.lg.jp

FAX番号：0946-23-1536

(3) 回答

令和6年12月6日(金)までに質問者の名前を伏せて市ホームページにて回答します。

11. プロポーザル参加申込書の提出

(1) 提出期限 令和6年12月13日(金)午後5時まで

(2) 提出場所 朝倉市役所 介護サービス課 高齢者支援係

(3) 提出方法 持参又は郵送

※土日祝を除く

※郵送の場合は、令和6年12月13日(金)必着

(4) 提出書類

①プロポーザル参加申込書（様式1） 1部

※希望する設置地区が2地区の場合はそれぞれに申込書を提出してください。

②一般競争（指名競争）入札参加資格申請書提出書類一式 1部

・「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（物品及び役務の提供）」

表紙及び別紙①～③

・誓約書

・役員等調書及び照会承諾書

・営業所一覧表（自社様式でも可）

・営業経歴書（2か年分）

・決算書（写し可・2か年分）

・登記事項証明書（写し可）（3か月以内のもの）

・使用印鑑届

・委任状

- ・滞納の無い証明書（写し可）

※写しを添付される場合には、原本証明をお願いします。

（5）申込書類等について

申込書類等は、朝倉市役所介護サービス課高齢者支援係で配布するほか、市ホームページよりダウンロードできます。

1 2．参加資格審査の実施

- （1）提出された申込書類により参加資格を審査し、結果を令和6年12月23日（月）までに電子メール及び文書にて通知します。
- （2）参加承認を受けない限り、本プロポーザルには参加できません。なお、必要書類を提出したにもかかわらず、電子メールによる通知が12月23日（月）午後5時までにない場合は、朝倉市役所介護サービス課高齢者支援係まで連絡確認してください。

1 3．企画提案書等の提出

- （1）提出期間 令和6年12月23日（月）～令和7年1月8日（水）午後5時まで
※土日祝を除く

（2）提出書類

- ①企画提案書（様式2）

社印及び代表者印を押印してください。

- ②業務実施体制等（様式3）

業務責任者及び人員体制は、本業務に関わる予定者について、分担する業務内容等も含めて記入してください。

- ③提案内容書（様式4）

A4版片面20枚以内とします。

- ④業務工程表（任意様式）

- ⑤見積書及び内訳書（様式5-1～5-3）

（3）提出部数

・提出書類①～⑤すべて 8部（正本1部、副本7部）

（4）提出書類の留意点

提出書類はA4版縦型フラットファイルに左閉じとします。

（5）希望する設置地区が2地区の場合は、それぞれに提出してください。

1 4．提出書類作成にかかる留意点

- （1）企画提案書は、「仕様書」に基づき、おおむね下記の項目について企画提案を行うこととします。

- ①業務実施担当について

- ②業務の実績内容について

- ③業務の実施方針について

- ④業務のプログラムについて

- ⑤その他提案事項
 - ⑥市や地域包括支援センターとの連携や地域資源の活用方法について
 - ⑦介護予防の効果について
 - ⑧介護予防手帳の活用について
 - ⑨セルフケアの支援について
 - ⑩安全管理体制について
 - ⑪個人情報の保護について
 - ⑫業務の工程計画について（任意様式）
- （2）提出期限後の提出書類の再提出及び差し替え、追加は原則認めません。ただし、組織変更等やむを得ない場合の業務実施体制変更については可とします。
- （3）見積書のあて先は、「朝倉市長」とし、社名及び代表者氏名を記載の上、社印及び代表者印を押印し、見積提出日を記載してください。

1 5. プロポーザルの辞退

参加申込書又は企画提案書の提出後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退理由を記載した辞退届（任意様式）を担当部署へ持参又は郵送してください。

1 6. プレゼンテーション

提出された企画提案書等の内容について、下記のとおりプレゼンテーションを実施します。

- （1）プレゼンテーションの実施予定日は、令和7年1月17日（金）午後とし、1事業者につき持ち時間を30分間（提案書説明20分間、質疑応答約10分間）とします。なお、時間帯については、市担当者が指定するものとし、令和7年1月14日（火）までに電子メールにて申込事業者に連絡します。
- （2）プレゼンテーションへの参加人数は、3名以内とします。プレゼンテーションにおいて必要な機材は、提案事業者が用意してください。ただし、プロジェクター及びスクリーンが必要な場合は事務局にて準備しますので事前に連絡してください。

1 7. 選定審査基準

プロポーザルは以下の審査基準に基づき、選定委員会において審査します。

- （1）企業の能力
- ①企業の経営健全度について
 - ②情報保護対策の取組について
 - ③業務実績
- （2）実施体制
- ①実施体制の適否
 - ②担当者の経験、能力
- （3）企画提案内容
- ①実施方針の妥当性、業務の目的や内容の理解度

- ②提案の創造性、実現性
- ③追加提案の適格性、業務に対する姿勢
- ④業務工程計画の妥当性
- ⑤見積及び内訳書の妥当性
- ⑥プレゼンテーションの表現能力及び質問に対する回答の適格度

18. 審査結果

選定委員会開催後、全提案事業者に電子メールにて採否を通知した後、文書にて通知します。

審査の結果については、市ホームページ上で公表します。

19. 契約の締結

- (1) 審査の結果、最も優れた提案事業者を特定し、本業務の契約交渉を行います。
- (2) 契約交渉が成立しない場合は、次点の事業者と契約交渉を行います。
- (3) 提案事業者は、審査の経緯及び結果についての異議申し立てを行うことはできません。

20. 契約保証金

(1) 金額

契約金額の100分の10以上

(2) 納付期限

見積決定から原則として7日以内

(3) 免除

①契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

②契約の相手方が過去2箇年の間に本市並びに国、他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする（単年度契約額×0.8以上の金額）契約を数回（2回）以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認めるとき。

(4) 納付方法

①納付書にて現金納付

②銀行発行の保証書を本市に預ける

③定期預金通帳・証書を本市に預ける

(5) 還付

契約の履行後（令和10年4月1日以降）

(6) 根拠法令

朝倉市契約に関する規則（平成18年3月20日、規則第51号）第29条

2 1. その他

- (1) 参加申込書を提出し、担当課の承認を受けた場合でも、必要書類を提出しない場合、本プロポーザルには参加できません。
- (2) 提出書類の記載内容に関する責任は提出者が負うものとし、記載内容に関する虚偽が判明した場合は、参加資格の取り消し、及び指名停止処分を通知する場合があります。
- (3) 本プロポーザルに要する費用は、提案事業者の負担とします。
- (4) 提出された書類の返却は行いません。

2 2. 問い合わせ先（事務局）

〒838-8601 福岡県朝倉市菩提寺412番地2
朝倉市 保健福祉部 介護サービス課 高齢者支援係
電話 : 0946-28-7590
FAX : 0946-23-1536
メール : kaigo-sien@city.asakura.lg.jp